

入会申込書

法人名 または 屋号	社名			
	住所			
	代表者	E-mail		
	電話	FAX		
担当	名前	E-mail		
	名前	E-mail		
	名前	E-mail		
	名前	E-mail		
	名前	E-mail		
業種	A農林・B漁・C鉱砕石砂利採取・D建設・E製造・F電気ガス水道・G情報通信・H運輸郵便・I卸売小売・J金融保険・K不動産物品賃貸・L学術研究専門技術サービス・M宿泊飲食・N生活サービス娯楽・O教育学習支援・P医療福祉・Rサービス(ほかに分類されないもの)・S公務			
管理用	ID	PASS		

(以下、「甲」という)と一般社団法人WENAVI(以下、「乙」という)は、政府が公表している「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を踏まえ、甲乙間における入会及び全ての取引、契約について以下の通り覚書を締結する。

第1条

甲および乙は、下記の各号いずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

1. 暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業もしくは関係者、総会屋、その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」という)であること。
2. 役員又は実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること、または反社会的勢力であったこと。
3. 反社会的勢力を利用、関係していること。

第2条

甲および乙は、自ら又は第三者を利用して下記の各号いずれの行為も行わないことを表明し、確約する。

1. 暴力的な要求行為。
2. 法的な責任を超えた不当な要求行為。
3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
4. 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、業務を妨害する行為。
5. その他前各号に準ずる行為。

第3条

1. 甲および乙は、相手方が前二条のいずれかに違反していると合理的に判断した場合は、相手側に対して何らの通知、催告をすることなく、全ての取引及び契約を解除することができる。
2. 前項に基づき取引及び契約の全部又は一部を解除された場合、解除側は当該解除を理由とする一切の損害賠償義務を負担しない。また、当該解除によって解除側に損害が生じた場合は、相手方に対しその損害の賠償を請求できるものとする。

この覚書の成立を証するために本書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲)

印

(乙) 豊田市西町4丁目26番地7
一般社団法人 WENAVI
代表理事 富岡真琴

印

※登記簿謄本1通と印鑑証明書1通を合わせてご提出ください